

令和元年度第3回

逗子市個人情報保護運営審議会

令和元年11月15日（金）

逗子市総務部情報政策課

令和元年度第3回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 令和元年11月15日（金）

午後2時00分～

場 所 市役所5階 第2会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 諮問第17号 捜査関係事項照会書に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【社会福祉課】
3. 諮問第18号 捜査関係事項照会書に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【課税課】
4. 諮問第19号 自動車臨時運行許可事務に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【課税課】
5. その他

出 席 委 員（5名）

会 長	安 達 和 志
副 会 長	森 田 明
委 員	海 原 弘 之
委 員	島 田 達 巳
委 員	望 月 由 佳 子

欠 席 委 員（0名）

説明のために出席した職員

福 祉 部 次 長 社 会 福 祉 課 長 事 務 取 扱	廣 川 忠 幸
-------------------------------------	---------

社 会 福 祉 課 幹	栗 原 達 也
副 課 主 税 課 幹	小 幡 浩 一
課 主 税 課 事	金 子 皓 哉

事務局等出席者

情 報 政 策 課 長	矢 島 小 百 合
情 報 政 策 課 幹	内 田 典 久
情 報 政 策 課 務 員	杉 山 晴 美

会議の公開・非公開の別

公開

ただし議題（２）（３）については非公開

（逗子市情報公開条例第20条第１項第２号に該当）

傍 聴 者

なし

配 付 資 料

- ・ 第３回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 令和元年度第２回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・ 【資料１】 諮問第１７号 捜査関係事項照会書に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【社会福祉課】
- ・ 【資料２】 諮問第１８号 捜査関係事項照会書に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【課税課】
- ・ 【資料３】 諮問第１９号 自動車臨時運行許可事務に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【課税課】

午後 2時00分開会

○安達会長 それでは、時間になりましたので、ただいまから令和元年度第3回個人情報保護運営審議会を開会いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定に基づき、半数以上の委員の出席がありますので、本審議会は成立いたします。

それでは、早速議事に入りますが、本日は、諮問案件が3件ございまして、審議時間が限られていますので、スムーズな会議進行にご協力をお願いいたします。

では、本日の配付資料の確認をお願いします。

(配付資料の確認)

○安達会長 よろしいでしょうか。資料等々ございますか。

では、議題に入ります。

まず、議題(1)、逗子市個人情報保護運営審議会議事録についてです。

事務局からお願いします。

○矢島情報政策課担当課長 先日、校正依頼いたしました令和元年度第2回議事録ができ上がりましたので、ご確認いただければと思います。短い期間での校正にご協力ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○安達会長 皆様、既に校正お済みと思いますが、修正内容等について、まずご確認ください。

(議事録の確認)

○安達会長 いかがですか。よろしいでしょうか。

特にご異議がないようですので、議事録のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 では、承認という扱いにさせていただきます。

○矢島情報政策課担当課長 ありがとうございました。

それでは、社会福祉課の職員を入室させていただきます。

—社会福祉課 入室—

○安達会長 では、議題(2)、諮問17号、捜査関係事項照会書に係る保有個人情報目的外提供及び本人通知の省略についてを扱います。

本件の審議につきましては、捜査上の秘密にかかわり、会議を公開することによって公共の安全に支障をもたらす可能性があるものと思われます。原則会議は公開ですが、非公開情報に該当する事項を審議する場合は、会議を非公開とできる例外規定が、逗子市情報公開条例第20条第1項及び逗子市個人情報保護運営審議会の公開等に関する要領に規定されておりますので、本案件の審議が終了するまで、非公開としたいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 では、非公開といたします。

(非公開)

—社会福祉課 退出—

—課税課 入室—

○安達会長 では、議題（３）、諮問第18号、捜査関係事項照会書に係る保有個人情報目的外提供及び本人通知の省略についてを扱います。

本件の審議につきましても、議題（２）と同様に引き続き非公開とさせていただきます、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 では、引き続き非公開といたします。

(非公開)

○安達会長 では、この件に関しては以上とさせていただきます。

本件議題が終了しましたので、ここからは公開といたします。

それでは、議題（４）、諮問第19号、自動車臨時運行許可事務に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略についてを扱います。

本諮問案件は、ただいま審議いたしました議題（３）の諮問案件に関連し、今後、警察等から自動車臨時運行許可事務に係る照会があった場合における類型的な回答について諮問があったものです。

引き続き、所管課より説明をお願いいたします。

○小幡課税課副主幹 それでは引き続き、課税課で行っております自動車臨時運行許可事務について、捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会があった場合の保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略についてご審議いただきたく、諮問させていただくものであります。

こちらは、先ほどもお話をさせていただきましたが、個別類型としてご審議をお願いするものになります。

それでは、別添資料に基づきまして順次ご説明させていただきます。

担当所管につきましては、総務部課税課になります。

事務の名称は、自動車臨時運行許可事務になります。

諮問の概要につきましては、犯罪捜査のために行われる捜査機関からの刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会について、窃盗、強盗、器物損壊、建造物等損壊、放火等の刑法の違反行為、道路交通法違反、道路運送車両法違反の事案に係る自動車臨時運行許可を受けた車両もしくは申請者を確認する必要がある場合で、本市から情報提供を受けなければ当該情報の確認ができない場合、個人情報の目的外利用に当たるものとして諮問させていただいております。

対象となる個人の類型につきましては、捜査関係事項照会対象者となります。

目的外提供する保有個人情報の内容につきましては、自動車臨時運行許可申請書、臨時運行許可台帳、臨時運行許可証及び番号標亡失・毀損届、その他申請及び届出に係る関係書類に記載された個人情報のうち、必要最小限度の情報に限ることとしたいと考えております。

対象文書につきましては、自動車臨時運行許可申請書、臨時運行許可台帳、臨時運行許可証及び番号標亡失・毀損届、その他申請及び届出に係る関係書類となります。

提供先につきましては、司法警察員、検察官、検察事務官となります。
当該捜査の遂行上支障が生じることから、本人通知につきましては省略としたいと考えております。

目的外に提供する理由につきましては、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会は、正当な請求権を有する司法警察員、検察官、検察事務官によるもので、各機関においては捜査に必要な情報の照会であり公益性が高く、取得した情報について守秘義務が課せられていること。

また、本市の臨時運行許可対象者による臨時運行許可番号標の未返却等は道路運送車両法違反に該当するものであり、その事案を解決するために必要な捜査に対して情報提供することは、本市の円滑な事務執行にもつながるため、そ

の正当性、公共性は十分認められること。

さらに、目的外提供に係る個人情報、本市が申請を受ける自動車臨時運行許可申請書及び臨時運行許可台帳の情報としてしか存在せず、ほかに代替手段が想定し難いものであるため、その個人情報を提供することに必要性があると認められることからです。

今後、当該事務について同様の照会があった場合にも包括的な運用としたいと考えており、本人通知を省略することについても同様の扱いといたしたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○安達会長 ありがとうございます。

それでは、委員のほうからご質問ございますか。

はい、どうぞ。

○森田副会長 先ほどのような個別の事案についてであれば、応じる必要性が高いということはわかるんですけども。これ類型的な諮問ということなので、ちょっとそういうことでいうと、類型のその外縁というか、どこまで含むのかということが明示されていないといけないと思うわけですね、こちら側が、答申するのに際して。

そういう意味でちょっとこの諮問内容でいうと、まず、類型の個別要件の中で、窃盗、強盗、これこれ等の刑法の違反行為と書いてありますけれども、これは結局、刑法犯全部ということですよ。

○小幡課税課副主幹 はい。

○森田副会長 だから、この例示をしてある意味というのは、ないですよ。

つまり何か重大犯罪だけという印象を与えるけれども、そういう意味ではないわけなので、端的にそれは刑法違反の行為ということをはっきりさせていただくほうがいいと思います。

それと、提供する保有個人情報の内容について、先ほどちょっと議論しましたが、ここではちょっと次の項目かな。今の内容についていうと、その他申請及び届出に係る関係書類に記載された個人の情報のうち、必要最小限度の情報に限るということなんですけれども、その必要最小限ということ、課税課が判断するということになるんだと思うんですけれども。

それをどういう基準で判断されるのか、つまりこちらからすると、そういう判断を現場に任せてしまっているのかということがあって、その判断は、結構難しい場合があるんじゃないかという感じはするんですね。

それとあわせて、次の対象文書について上がってきた最後に、「その他申請及び届出に係る関係書類」というのがあって、やっぱりその他がついてしまうと、それ自体ちょっと不明確になるので。また、先ほどの説明である程度本人確認書類であるとか、ある程度類型化はされるということだとは思いますが、そこはやはり明記してほしいという気持ちはあるんですね。

ですから、現場に任せるということである、この範囲で任せますということをごちらとしてははっきりさせたいので、その他という言い方ではなくて、どういう書類のことをいっているのか考えられるものを具体的に挙げてほしいというふうに思います。

その辺が明確にできるかどうかということで、とにかく趣旨としては、曖昧な形で任せるわけにはいけないので、その辺がわかるように表現してもらえないかなというところはありますけれども。

○小幡課税課副主幹 はい。この届出に係るということでいくと、先ほどお話ししましたように、本人確認書類は必ず写しを取らせていただいております。それ以外、自動車の内容を確認するためには自動車検査証というものがございしますので、一般的にはこちらのを、通常は提示だけで済ませておりますので、写しをとる可能性もあるということであれば、そちらの書類という表現になるということです。

○森田副会長 一応念頭に置いているのがそういうものであれば、そういうことを書いておいてもらいたい。

○小幡課税課副主幹 はい。

○安達会長 よろしいですか。

○森田副会長 必要最小限度というのは、どうなんでしょうかね。

○安達会長 これはどこにかかっているんでしょうか。前、全部にかかっているんでしょうか。

○小幡課税課副主幹 今回、前回の諮問での照会事項では、かなり広い範囲の照会内容になっております。類型諮問では、照会事項の中でも申請情報の一部し

が必要とされていないというような形で照会を受ければ、当然それ以上の情報があつたとしても、それは提供しません。

先ほど、委員からお話があつたように、外観から判断できるようなものや、別な方法でもし判断できるものがあると判断できれば、我々もそれは出さないということはできるとは考えております。

○森田副会長　そういうお考えがあるのであれば、ほかの手段によって入手できる情報は除くとかね。何らかそういう目安を立ててほしいと思いますね。

○内田情報政策課副主幹　事務局からですけれども、すみません。

○安達会長　はい。

○内田情報政策課副主幹　今回、類型的な諮問ということで、しばらくこの審議会でも諮っていないと思いますけれども。平成26年度のときに、防犯カメラ設置事業における類型的な諮問をさせていただいたときがございまして、そのときは、最初の森田委員からの質問の、法の範囲というところで、このときもやっぱり同様の議論がございました。

そのときも、最初はやはり具体的な犯罪名など記載させていただいた上で諮問したんですが、もう少ししっかりとということで「刑法典に規定されている犯罪事案が発生した場合」という、そういうふうにとまとめた記録がありました。

○森田副会長　類型的に認めないといけないような事情としては、何かあるんでしょうか。結構いっぱい来そうなわけですか、これから。

○小幡課税課副主幹　これから件数が来るかということ、そこは正直わからないところではございます。臨時運行許可は年間400件ぐらい逗子市でも許可をしておりますので、そういった中で捜査の対象になるケースがある程度出てくるのではないかというふうには考えます。照会の頻度が高くなる可能性はもしかしたらないのかもしれませんが、照会がなくなることはないというふうに考えております。

迅速な対応をとらないと番号標の不正使用が繰り返されたり、事案によっては車を使うことになっていきますので、例えば犯人の逃亡を防ぐことができないなど、捜査に支障が発生したり、例えば車両が事故を起こしている場合などですと、その事故に遭われた被害者の方への救済が遅くなったり、困難となったりするケースも可能性としてはあるのではないかと考えておりますので、照会が来た

ときに迅速に対応することで、そういったことを防ぐことにもなるのかなというふうには考えております。

○森田副会長　今まで、これと同様の照会というのはどれぐらいあったのでしょうか。

○小幡課税課副主幹　課税課が事務を引き継いだのは、平成29年の4月1日からですが、その中ではなかったです。今回初めてのケースです。そういったこともありましたので、前回の議題として諮問させていただいたという経過はあります。そして今後も出てくる可能性があるというところでは、今言ったような理由も含めて類型の諮問をさせていただければ、迅速な対応が今後可能だろうと考えております。

○森田副会長　ちょっとそれですと、どうかな。それは何でもそうなんですけれども、早く答えればいいといえ、捜査照会全般にもう認めちゃうなんていう議論もあるんですけれども、ほかの自治体では。ちょっとこの分野だけそこまでする必要はあるのかなという感じはするんですけれどもね。

○小幡課税課副主幹　前回の議題で諮問させていただいた内容につきましては、緊急性がそこまでも高くないというところでは、お時間をいただいて諮問にかけさせていただいた上で回答するということにはしてあるんですけれども、果たして今後どういう事案で照会がかけられるのかというのが、なかなか想像つかないところではございます。先ほど申し上げましたように、車を使われる犯罪ということを考えたときに、その事案によっては迅速な対応が必要かと。

○森田副会長　条例上の例外として、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて提供するということは、その条文でできますので、それはそれでいけるんじゃないかとは思うんですよね。

本当に緊急の場合は捜査照会よりもそういう対応をするわけで、むしろ捜査照会は捜査を進めていく中で、いろんな周辺情報を集めるためにという形で使われるものなので、むしろ。そういう観点からも、必要かなという感じはちょっとするんですけれども。

○安達会長　今回が初めてのケースということですよ、この審議会に諮問していただいたのは。

○小幡課税課副主幹　はい。

○安達会長 今後、かなり件数としてふえそうだという具体的な何か証拠みたいなものは、あればいいんですけどもね。そこはまだ。

○小幡課税課副主幹 そこは、すみません。用意ができておりません。

○安達会長 そうすると、もう少し何件か同種の事案について、ケースを重ねたほうがいいかなという気もしなくはないですけどもね。刑法上の犯罪行為といってもかなり多様ですので、例示に挙がっている器物損壊だって、ごく軽い器物破損もあれば、重いのもあるでしょうし、暴行罪なんかでも、ちょっとした拍子に手が出たとかというのも暴行罪に違いないわけですよ。そうすると、これでもう一括してお任せということでもいいのかという、ちょっと不安がありまして。

道路交通法違反なんかも、これも重いものから軽いものまでありますし、道路運送車両法違反についてはわかるんですけどもね。これは本来の業務にかかわっていますのでね。本来の業務とのかかわりで、これは市の事務の執行に繋がるというのはよくわかるんですけども。それ以外の分については、まだちょっといま一つ、包括的にお任せするというふうになっていいかどうかという問題はあって、やはり個別に確かめた上でというほうが、しばらくは安全かなという気はいたしますけれども。

今回1件だけですので、どういうケースが想像できるかという点もまだはつきりしていないという点からすると、ちょっと時期尚早かなという気もしますが。この自動車臨時運行許可事務に特定して、これをまず包括的に類型承認するという点について、これはちょっと必要性が十分説明されていないような気がしますので。

いかがでしょうか。

目的外に提供する理由のところを書いてある第1段落のところだけを読ませていただくと、これはこの事務に限らず一般的にそうなるので、つまり刑事訴訟法第197条第2項に基づいて行う照会は、正当な請求権をもつ司法警察員等による有益なものだということである、これはこの事務に限らず、およそ警察機関のほうから照会されたものは、全てあてはまるということになってしまいますので。それは従来、個別諮問でやってきたものと違うということになりますのでね。

そうすると、理屈としては、その「また」以降の、道路運送車両法違反については、これはそれなりに理解できる面がありますけれども。というようにところを、提供する理由の説明も、もう少し精査していただく必要があるかなというふうに、現時点では考えますけれども、いかがでしょうか。

ほかに委員の方から、ご意見ございますか。

○海原委員 全然関係ないですけれども、その5日間の猶予を除いて返却がなければ、何らかの事故を起こした場合は不法行為にはなると。ないしは事故を起こさなくても公道を走っていれば道交法違反ということ。

○小幡課税課副主幹 運行期間を超えて運行しているということになるのかと思いますので、道路運送車両法違反になります。

○海原委員 道交法違反ですかね、違反ですよ。

○小幡課税課副主幹 違反行為であることは確かです。

○海原委員 今この審議会で議論するという議論に関しては、少しはこの業務の運用のあり方を見直したほうがいいような気が何となくしますね。

○安達会長 ちょっと防犯カメラの場合とはケースが違いますので、もう少し何回か個別に諮問していただいて、その上でこれは件数も多いし大体類型化されてきたということになれば、その段階でということよろしいかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○森田副会長 今、どうしても類型化、どうしてもというか、やはり類型化で諮問したいということであれば、もうちょっとその中身を整理していただいた上で、警察のほうとも協議して、やる項目などが想定できるぐらいにある程度裏づける状況がわかれば、また審議はしていきたいというふうに今は思うんですけれども。ちょっとその辺でもう一度、ご検討いただけないかということです。

○安達会長 そうですね、一旦お持ち帰りいただくか、つまり諮問を取り下げるか。それとも一旦、これは諮問に対して妥当ではないという答申をさせていただくかという選択肢はありますけれども。

○矢島情報政策課担当課長 すみません。事務局のほうでも相談されたときに、今までやはりちょっと所管が違ったものですから、それ以前のは余り。確認はしたんですけれども、余りケースがなかったのか、そのままお断りしていたのかということでは。

事案が少ないというか、初めての事案で。あとちょっと他市さんのほうも参考にさせていただいて、類型化できないかということで、事務局のほうでも相談に乗ってこのような形で対応してしまったので、申しわけないんですけども。逗子市のこちらの情報でしか住所、氏名等はわからないんですよ。

○小幡課税課副主幹 はい。

○矢島情報政策課担当課長 その辺がちょっと引っかかっていまして、それでお出ししないといけないかなという部分もあったんですけども。

○森田副会長 類型で認めるかどうかというレベルですので、個別で来た場合は、それは恐らく出せる内容だとは思いますがね。

○安達会長 車に関する犯罪とか、いわゆるこの車両法違反とかいうのであればわかるんですけども、そこを超えてかなり広がっていますのでね。

○小幡課税課副主幹 車というものが犯罪にいろいろな形で利用されているということはあろうかというところです。特に仮ナンバーをつけている車がもし犯罪に使われた場合に、容易にプレートは取り外せますし、そういう部分では、犯罪に使われた場合には迅速な対応をしないと。

○森田副会長 いや、ですから、緊急性があれば出せる範囲ですから、他の条項でね。それはそういう対応によるものは考えていいんじゃないですか。

○安達会長 これは個別諮問していただければ、大体1回で結論は出ますので、継続審議には余りしていませんので。そういう点も含めてご検討いただければと思いますが。

いかがいたしましょうか。一応、諮問していただいていますので、それに対してこちらはお答えするという立場なので。

○矢島情報政策課担当課長 ご審議していただいていますので…。今まで取り下げという事案はあったみたいなんですけれども、ご審議のいただく前の取り下げなのか、所管の判断で取り下げをしてしまってよろしいのか。

○森田副会長 いや、だから、むしろ一度継続にして、お考えいただくということではどうかなと思うんですけどもね。

○安達会長 継続審議。

○森田副会長 ええ。

○安達会長 これを短い期間で再検討されて、やはり答申を欲しいというお考え

であれば、継続審議にして、次回ということはありませんけれども。

○森田副会長 類型的な諮問なので、そういう意味ではこれ自体はそんなに急ぐ話じゃないと思うんですよ。具体的に照会が来ているわけではないので、だから少なくとも、もうちょっとこの中身は練ってほしいというところはあるという、結論を出す前にですね。その間。

○安達会長 一旦、継続審議として、しばらく担当課で。

○森田副会長 その間、取り下げるのか、あるいは中身をもうちょっと練って説明してもらおうのかというのはあるかとは思いますが。

○安達会長 これ、諮問に対して不適當というふうに答申を出してしまってよろしいかどうかという問題ですね。それともしばらく継続審議にして棚上げにして、その間、個別諮問を別件でしていただくということも考えられるし。

○矢島情報政策課担当課長 継続審議にさせていただいて、所管のほうでもう様子を見たいということであれば、取り下げということでもよろしいですか。

○安達会長 それもあり得ますよね。

○矢島情報政策課担当課長 個別にもうちょっと重ねてから、ご審議いただきたいということで取り下げということでもよろしいでしょうか。

○安達会長 それもあり得ます。そうしましょうか。

○森田副会長 私もどちらかと言うとそういう趣旨ですので。

○安達会長 一旦、継続審議という扱いにして、よくお考えいただいて。

○小幡課税課副主幹 はい。私どもで事案を少し様子を見て積み重ねていった中で、副会長おっしゃったように、類型できるような事案が積み重なってきたら、また諮問させていただくということもちょっと検討させていただきます。

○安達会長 よろしいでしょうか。

○小幡課税課副主幹 はい。

○矢島情報政策課担当課長 そうですね。きょう、所管の長もちょっと都合で出席できていませんので、継続審議という形にさせていただいてよろしいでしょうか。

○安達会長 では、お諮りします。

この件については、継続審議という扱いにさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 では、本件については以上といたします。

では、退室いただいて結構です。

○小幡課税課副主幹 ありがとうございます。

—課税課 退室—

○安達会長 では、議題の（５）、その他ですが、事務局のほうで何かございますか。

（日程の調整）

○安達会長 次回は、１月23日木曜日の14時からということでお願いいたします。

それで、ちょっと私のほうから、次々回予定を既に入れていただいていると思うんですけども、３月25日水曜日のやはり14時からというふうにご予定していただいていると思うんですけども、ちょっとこの日、予定が入りそうで、もし可能であれば、別な日時に設定していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

（日程の調整）

○安達会長 では、申しわけありませんけれども、次々回は、３月23日月曜日の14時からということに変更させていただきます。よろしくお願いします。

ほかに何か案件は、よろしいでしょうか。

では、以上で本日の会議は閉会といたします。お疲れさまでした。

午後３時45分閉会